

庄原市まちづくり基本条例パンフレット

私たちが進める

「市民が主役」のまちづくり

を発行します！

「庄原市まちづくり基本条例」4月1日にスタート

自治振興課 0824-73-1209

庄原市（ふるさと）を大切に思っていますか？

暮らしの中で幸せを感じていますか？

子どもたちが誇れるふるさとですか？

わたしたちのまちのことを、
もっと「大好き」になるために、
今自分ができること、地域で
できることを一緒に考えてみま
しょう！



パンフレットの表紙

条文や概要をまとめたA4版カラー8
ページの冊子です。
3月19日付けで各戸へ配布する予定
です。
ご希望の方は、自治振興課までご連絡
ください。



平成24年度

福祉タクシー券の交付が始まります

3月26日から申請受付

市は、障害のある方の社会参加を
促進するため、タクシー料金を助成す
る「福祉タクシー券」を交付していま
す。

● 交付を希望する方は、申請をお願い
します。

● 申請窓口は社会福祉課または各支
所の市民生活室です。

【対象者】

市内に住所があつて、次の①～③のい
ずれかの手帳をお持ちの方。

① 身体障害者手帳

1級、2級、3級、4級

② 療育手帳(A)、(B)

③ 精神障害者保健福祉手帳

1級、2級

【申請時期】

申請は、新年度の
予算議決後(3月26
日の予定)から受け
付けを開始します。
(使用できるのは、
4月1日からです)



【助成内容】

1枚300円分の福祉タクシー券を
72枚交付します。(平成24年5月以降
に新たに手帳を取得または転入した
方は、その月に応じて交付枚数が少な
くなります)

【手続きに必要なもの】

● 障害者手帳

● 申請に来られる方の印鑑

【血液透析タクシー券】

※血液透析を受けている方は、血液透
析タクシー券の交付、または交通費の
助成制度がありますので、ご相談くだ
さい。

【手続きに必要なもの】

○ 障害者手帳

○ 申請に来られる方の印鑑

○ 医療機関の証明(タクシー券を選択
される新規の方)

【手続き・問い合わせ】

社会福祉課障害者福祉係
0824-73-1210
各支所市民生活室